

横浜市行政不服審査会答申
(第149号)

令和7年1月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「愛の手帳交付処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人の母からの愛の手帳再交付申請に対し、審査請求人の障害の程度を中度（B 1）、交付日を令和5年8月7日として、愛の手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が本件処分を取り消し、障害の程度を重度（A 2）とする愛の手帳を交付するよう求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

令和5年8月7日に審査請求人が受けた知能検査の際に、審査請求人の母には、職員が大きな声で問題を読み上げ、審査請求人に答えが分かるように何度も何度も伝えている声が聞こえてきた。審査請求人は、この知能検査を前提としてB 1と判定された。

審査請求人は、挨拶などは言えることもあるが、オウム返しがほとんどで、自分で文章を読んで問題を理解し、答えることはできず、一人で外出してバスや電車を利用することはできないため、常に支援がないと何もできない。B 1と判定した本件処分は違法又は不当であって取り消されるべきであり、A 2と判定するべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、令和5年8月7日、横浜市療育手帳制度実施要綱（令和5年4月1日最近改正。以下「要綱」という。）第5条第1項に基づき、児童心理司により、標準化されたビネー式知能検査（田中ビネー知能検査Vを使用）を行い（以下「本件検査」という。）、審査請求人について、知能指数（同項本文に規定する診断範囲値数をいう。以下同じ。）37との結果を得た。本件検査で用いられた田中ビネー知能検査Vは、「田中ビネー知能検査V実施マニュアル（一般財団法人田中教育研究所編 田研出版株式会社）」に則り実施することで検査者が誰であっても同じ結果が出るよう、妥当性と信頼性が確保されており、検査者は同マニュアルに従って検査を実施した。

よって、本件検査は適切になされており、審査請求人の障害の程度を中度（B 1）、交付日を令和 5 年 8 月 7 日として行った本件処分は、違法又は不当ではなく、本件審査請求には理由がない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 要綱等の規定

ア 療育手帳制度は法律の規定に基づくものではなく、「療育手帳制度について」（厚生省発児第 156 号 昭和 48 年 9 月 27 日 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）を受けて、各自治体が自治事務として運用しているものである。

横浜市においては要綱を設定し、同要綱に基づいて運用している。

イ 要綱第 3 条第 1 項は、「手帳は、横浜市内に居住地を有し、児童相談所又は障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）において知的障害があると判定された者に交付する。」とし、第 4 条第 2 項第 2 号は、療育手帳の記載事項として、「障害の程度」を定めている。

ウ 要綱第 4 条第 1 項は、「手帳の名称は愛の手帳とする。」と定めている。

エ 要綱第 5 条第 1 項本文は、「障害の程度の判定は、標準化されたビネー式知能検査による診断範囲値（以下「知能指数」という。）を用いて、別表 1 に掲げる基準により、判定機関の長が行うものとする。」と規定する。

要綱別表 1 は、「障害の程度：重度・A 2、知能指数：おおむね 21 以上 35 以下のもの」「障害の程度：中度・B 1、知能指数：おおむね 36 以上 50 以下のもの」と規定する。

オ 要綱第 6 条第 1 項は、「交付対象者又は交付対象児の保護者は、交付対象者又は交付対象児（以下「交付対象児者」という。）の写真、その他市長が必要と認める書類を添付した愛の手帳新規交付申請書（第 2 号様式。以下「新規交付申請書」という。）を、居住地の福祉保健センターの長（以

下「福祉保健センター長」という。)を経由して、市長に提出しなければならない。」と規定する。

カ 同条第2項は、「新規交付申請書を受理した福祉保健センター長は、愛の手帳判定依頼書(第3号様式。以下「判定依頼書」という。)を判定機関の長に送付するものとする。なお、判定依頼にあたっては、愛の手帳の申請について(第3号様式の2)により決議する。」と規定する。

キ 同条第3項は「判定機関の長は、交付対象児者について判定を行い、判定結果を判定依頼書の判定結果記入欄に記入のうえ市長に送付するものとする。」と規定する。

ク 同条第6項は、「市長は、手帳の交付を決定したときは、福祉保健センター長を経由して当該申請者にこれを交付する・・・ものとする。」と規定する。

ケ 要綱第7条第1項は、「判定機関の長は、手帳の交付を受けた知的障害児者(以下「手帳所持者」という。)の交付後の障害の程度を確認するため、その時期を指定し、判定を行うものとする。」と、同条第2項は「判定は、原則として2年ごとに行う。」と規定する。

コ 要綱第9条は「交付対象者又は交付対象児の保護者は、第7条第1項に定める判定の実施又は、紛失、破損等により手帳の再交付を必要とするときは、愛の手帳再交付申請書(第5号様式の2)を市長に提出するものとする。この場合の手続は、第6条の規定を準用する。」と規定する。

(2) 争いがないか、証拠により認められる事実

ア 処分庁は令和2年8月13日に審査請求人について障害の程度をA2とした愛の手帳を交付した。

イ 審査請求人の母は、要綱第9条に基づき、令和5年5月17日付け愛の手帳再交付申請書を処分庁に提出した。

ウ 審査請求人について再判定を行うため、判定機関である横浜市西部児童相談所が本件検査を実施したところ、知能指数が37であるとの検査結果となった。なお、本件検査は認定心理士の資格を持つ児童心理司が行い、補助として臨床心理士及び公認心理師の資格を持つ児童心理司が同席した。

また、本件検査は「田中ビネー知能検査Ⅴ 理論マニュアル」(一般財団法人田中教育研究所編、田研出版株式会社)、「田中ビネー知能検査Ⅴ

実施マニュアル」(一般財団法人田中教育研究所編、田研出版株式会社)、
「田中ビネー知能検査Ⅴ 採点マニュアル」(一般財団法人田中教育研究所編、田研出版株式会社)に基づいて行われた。

エ 令和5年8月7日、本件検査の結果(知能指数 37)を踏まえ、審査請求人にかかわっていない児童心理司及び西部児童相談所こころのケア係長の順でそれぞれが採点の適否等を含めて検討し、西部児童相談所長(以下「判定機関の長」という。)が審査請求人の障害の程度について、B 1と判定した。

オ 処分庁は、要綱第6条第6項に基づき、令和5年8月7日を交付日とし、障害の程度をB 1とする愛の手帳を交付することを決定した。

(3) 判断

ア 「田中ビネー知能検査Ⅴ 実施マニュアル」(一般財団法人田中教育研究所編、田研出版株式会社)等のマニュアルは、各問題ごとに細かく検査の方法や声掛けの方法を定めており、検査者の質問方法等によって検査結果が変わらないよう規定されている。

審査請求人は、本件検査中に大きな声で問題を読み上げ、審査請求人に答えが分かるように何度も何度も伝えている検査員の声が審査請求人の母に聞こえてきたことをもって本件検査の適正性について疑義があると主張する。しかしながら、「田中ビネー知能検査Ⅴ 実施マニュアル」(一般財団法人田中教育研究所編、田研出版株式会社) 30 ページには、「子ども(被検査者)の身体的、精神的な特殊な事情に応じて、教示の内容を歪めないよう、また不適切な示唆とならない範囲でなら多少の変更は許されてもよい」とある。また、同 31 ページには「子ども(被検査者)によっては、教示が一度では耳に入らないために問い返したり、問題の意図が分かっていない様子のときがある。そのような場合は、単にその教示をもう一度繰り返して与えるようにする。」との記載があり、検査の中で繰り返し聞くことはマニュアルに規定された適切な方法である。

したがって、検査者の検査方法が不適切とは言えない。

イ また、審査請求人は、挨拶などは言えることもあるが、オウム返しが多とんどで、自分で文章を読んで問題を理解し答えることはできず、一人で外出してバスや電車を利用することはできないと主張し、このような審査請求人の状態からすれば、B 1 の判定は違法ないし不適切であるとす

る。しかしながら、令和5年8月7日付け「心理診断書」によれば、本件検査の補助者は「口頭教示をオウム返しする様子が多く見られます。」「危険理解の弱さや、電車の行き先を確認するといったことが一人では難しく、母と共に通学しています。」等と、審査請求人が主張する審査請求人の能力について、理解した上で検査しており、この点からも本件検査の方法ないし結果が不適切だとは言えない。

ウ 判定機関の長は、検査者の検査結果である、知能指数37との結果を踏まえ、障害の程度をB1と判断しているが、要綱別表1には、おおむね知能指数36以上50以下のものをB1と規定しており、この点においても適法に判断がなされている。

エ なお、審査請求人は、令和5年9月27日付け「特別児童扶養手当認定診断書」及び「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」を提出するが、愛の手帳に係る障害の程度の判定とは異なる判断基準で記載されているため、これらの診断書があることによって本件検査及び本件処分が不適切・不適法であるとの判断はできない。

オ よって、本件処分のうち、B1と判定した部分に誤りはなく、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

以上によれば、本件処分の取消しを求める本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却するべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年11月13日	・ 弁明書の提出依頼
令和5年12月4日	・ 弁明書の受理
令和5年12月5日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年1月10日	・ 反論書等の提出再依頼
令和6年4月15日	・ 質問書の送付
令和6年4月22日	・ 物件の提出要求
令和6年5月10日	・ 物件受理
令和6年8月21日	・ 物件の提出要求
令和6年9月17日	・ 物件受理
令和6年12月4日	・ 審理手続の終結
令和6年12月9日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年12月10日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和7年1月14日	・ 調査審議